

## 第14章 その他（土地の保全等）

### 14-1 土地の保全等〔法第22条、第23条、第41条、第42条〕

法第22条及び第41条の規定は、土地の形質変更に関する工事を行った土地の保全に関する内容です。盛土等に伴う災害を防止するため、規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければなりません。

また、必要な措置が取られていない場合には、許可権者が土地所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、必要な措置の勧告又は改善命令を行うことがあります。

目的	対象場所	日常的な維持管理の内容	実施 頻度	点検実施の タイミング	
				大地震 震後	豪雨 前後
災害発生 の兆候の 把握	盛土上面、盛土（切土）のり面、擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土上面や盛土（切土）のり面、擁壁の亀裂、陥没、隆起、傾倒、ズレ、ハラミ、凹凸等の発現、進展を確認</li> <li>のり面地山からの湧水</li> </ul>	年2回 程度		
	排水施設（地表水、地下水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土下の暗渠排水施設からの地下水、のり面・擁壁の排水管からの排水について、有無や量の変化を確認</li> <li>暗渠呑口や排出口が目詰まりしていないか</li> </ul>			
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボーリング孔に自記水位計や手計式水位計を設置し、盛土内の地下水位の変化（水位上昇の有無）を確認 1</li> </ul>			2
災害防止 措置の機能 維持	抑止工（地山補強土工、グラウンドアンカー工、抑止杭工）	<ul style="list-style-type: none"> <li>グラウンドアンカー工や地山補強土工頭部が飛び出し、落下等していないか確認</li> <li>抑止杭工の周辺地盤や構造物に変状が見られるか確認</li> <li>アンカー工に変状がある場合リフトオフ試験を、杭工、矢板工に変状がある場合変位観測を実施 1</li> </ul>			
	のり面保護工（モルタル吹付工、コンクリート砕工等）、擁壁工	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁やのり面工にひび割れや剥離等の劣化等が見られるか確認</li> <li>コンクリートの劣化、剥離、破損や鉄筋の腐食が確認された場合は、必要に応じて補修</li> </ul>			
	崖面崩壊防止施設（大型かご砕工）、かご工（ふとんかご工）	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型かご砕工、ふとんかご工の変形や破損の有無を確認 3</li> <li>鋼材や金網の腐食が進んだ場合は、部材の取り換えを検討</li> </ul>			
	植生工	<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土のり面における裸地化、土砂流出の有無を確認</li> <li>健全な植生の生育によるのり面の侵食防止等の観点から、豪雨時において植生の喪失や倒木の有無、日常において地表面の植生の過度な被圧や生育不良の有無を確認</li> <li>立地条件や必要性に応じた補植や密度調整（伐採）の実施</li> </ul>			
	排水施設（地表水、地下水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土上面やのり面の排水施設で枯葉等による目詰まりが生じていないか確認し、必要に応じて枯葉除去、清掃を実施</li> <li>暗渠上流呑口や下流吐口が枯葉等で閉塞していないか確認、除去作業の実施</li> <li>地下水排除工（暗渠工）の目詰まり等を確認するため、管内カメラ調査を実施 1</li> </ul>			

1 実施方法等は専門家に相談が必要。

2 豊水期、湧水期を含む長期間の実施が望ましい。

3 崖面崩壊防止施設が地盤の変形に追従して変形している場合のように、施設の機能が損なわれていない部分的な変形は、変状とは扱わない。

（参考：盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省・農林水産省・林野庁、令和5年5月）